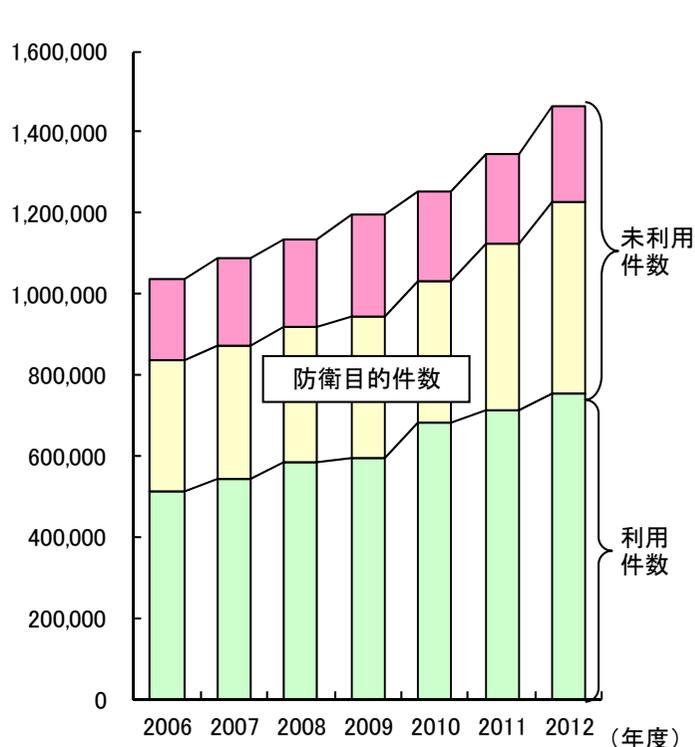
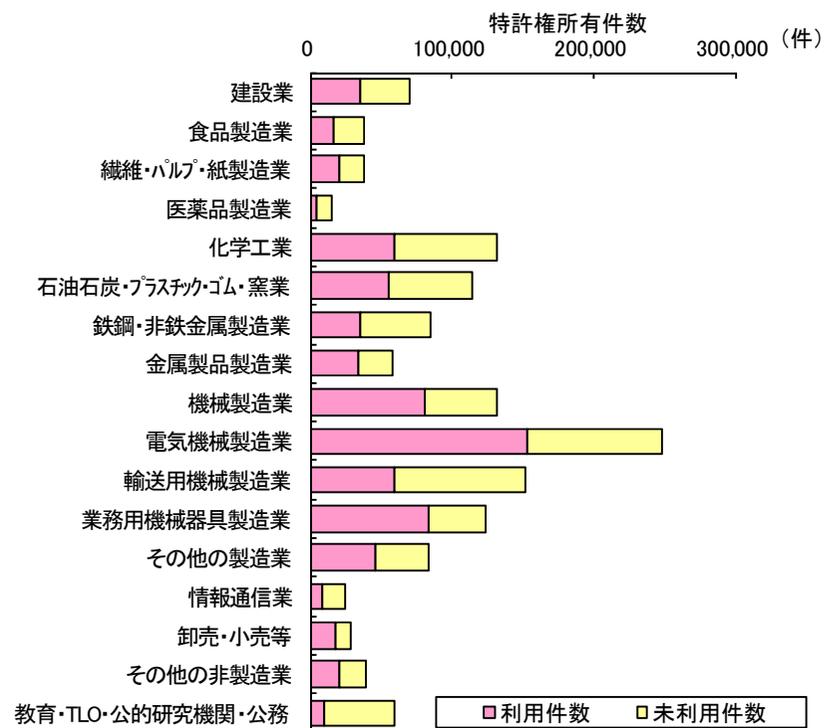


- 2012年度における利用率（利用件数/所有件数）は51.6%となり、2006年度から50%前後で推移している。また、防衛目的件数の割合は32.2%と微増。
  - 2012年度で、所有件数146万件のうち利用件数75.5万件、防衛目的件数47万件。
- 特許権の利用率は業種によって異なっており、利用率の上位から業務用機械器具製造業66.9%、卸売・小売等65.0%、電気機械製造業61.6%が続く。
  - 件数では、電気機械製造業24.8万件、輸送用機械製造業15.2万件、機械製造業13.2万件と続く。



(資料) 特許庁「平成25年知的財産活動調査報告書」

国内における特許権所有権数及びその利用率



(備考) 個人を表示しないので、対象数合計値は全体と合わない。

(資料) 特許庁「平成25年知的財産活動調査報告書」

国内における業種別の特許権の利用率

## 図 43 知的財産権取得に向けた支援強化～中小・ベンチャー企業支援～ 3.(2) -1

### ＜現在の減免制度＞

- ✓ **中小ベンチャー企業、小規模企業を対象とした審査請求料・特許料の軽減措置**
  - － 対象者（小規模企業か10年未満）
    - 小規模の個人事業主及び小規模企業（従業員20人以下（商業又はサービス業は5人以下））
    - 事業開始後10年未満の個人事業主、設立後10年未満で資本金3億円以下の法人
  - － 軽減措置の内容（1/3に軽減）
    - 審査請求料 1/3に軽減、特許料（第1年分から第10年分） 1/3に軽減
    - 調査手数料・送付手数料、予備審査手数料1/3に軽減
  - － 申請手続（書面にて申請）
    - 特許庁に各種書類（出願審査請求書、証明書類等）を書面にて特許庁に提出して料金の軽減の申請を行う。
- ✓ **研究開発型中小企業に対する審査請求料及び特許料（第1年分から第10年分）の軽減措置**
  - － 中小企業要件（中小企業）
    - 中小企業基本法第2条第1項に基づく中小企業者、ただし一部別途条件（旅館業、ゴム製造業）が追加
  - － 研究開発要件（試験研究費等比率3%超）
    - 試験研究費等比率が収入金額の3%を超えている場合
    - 中小企業新事業活動促進法等に基づく認定事業に関連した出願であること
  - － 軽減措置（10年間1/2に軽減）
    - 審査請求料及び特許料（第1年分から第10年分）が半額軽減
  - － 申請手続（書面にて提出）
    - 審査請求料軽減申請書等を経産省に提出、出願審査請求書等を特許庁に提出
- ✓ **大学等の研究者及び大学等を対象とした審査請求料、特許料の軽減措置**
  - － 対象者（大学等の研究者、大学等の職務発明）
    - 学校教育法第1条に規定する大学等の研究者および大学等の職務発明であること
  - － 軽減措置（10年間1/2に軽減）
    - 審査請求料及び第1年分から第10年分の特許料が1/2軽減
  - － 申請方法（書面にて提出）
    - 軽減申請書、職務発明認定書等を提出